

## 論文

# 償却債権取立益勘定における性質の変容

— 費用の打消しから資産の回復へ —

青木孝暢

The changing nature of bad debt recovered account.

— From the cancellation of expense to the recovery of assets —

AOKI Takanobu

### I はじめに

企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下「基準」または「過年度遡及会計基準」とする)の公表により、償却債権の取立では従来の会計処理から変更された。ただし、「基準」では、償却債権を取り立てた際の仕訳が明示されていないなど、その会計処理が必ずしも明確であるとはいえない。また、「基準」の先行研究には、固定資産の耐用年数の短縮を題材としたものや会計方針の変更および誤謬の訂正における会計処理を題材としたものは存在するが、償却債権の取立について議論されたものは存在しない。

「基準」によると、償却債権の取立では①会計上の見積りの変更に該当するケースと②過去の誤謬の訂正に該当するケースに分けられるが、本論文では検討の対象を前者①のケースに限定する。具体的には、まず償却債

権の取立てのうち会計上の見積りの変更に該当する範囲を「基準」の規定から明らかにする。次に当該ケースにより生じる償却債権取立益の損益計算書における計上区分から、「基準」が償却債権の取立てをどのような取引とみなしているか考察する。最後に当該取引の会計処理を検討し、そこから償却債権取立益勘定の性質が従来から変容していることを指摘する。

## Ⅱ 償却債権の取立てに関する規定

### 1 企業会計原則の規定

償却債権の取立てとは過年度に償却していた債権を回収することをいう。従来、償却債権の取立てについて、その会計処理を規定していたのは企業会計原則（以下「原則」とする）である。企業会計原則注解（以下「注解」とする）によると、前期損益修正に属する項目として「過年度償却済債権の取立額」が例示されており（「注解」〔注12〕）、これが償却債権の取立額に該当する。

また、損益計算書原則および「注解」において、前期損益修正項目は前期損益修正益あるいは前期損益修正損として特別損益に含まれる（「原則」第二・二C、第二・六、「注解」〔注12〕）。そのため、償却債権の取立額は、前期損益修正益として純損益計算の区分に計上される。なお、この償却債権の取立ては通常、償却債権取立益勘定を用いて会計処理される（寫村・山上（2003）、559頁を参照）。

### 2 過年度遡及会計基準の規定

2009年12月に「基準」が公表されると、償却債権の取立てに関する会計処理には当該「基準」が適用されることとなった。なお、同日に企業会計基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針（改正：2013年9月）」（以下「適用指針」とする）も公表されているため、「基準」を適用する際には当該「適用指針」も参照しなければならない。

「基準」では、会計上の変更および過去の誤謬の訂正に関する会計処理と開示の方法が規定されている。さらに、会計上の変更は、会計方針の変更、表示方法の変更および会計上の見積りの変更に分類される。これらのうち、会計上の見積りとは「資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出すること」（「基準」4.(3)）であり、その変更とは「新たに入手可能となった情報に基づいて、過去に財務諸表を作成する際に行った会計上の見積りを変更すること」（「基準」4.(7)）である。また、誤謬とは、「原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、又はこれを誤用したことによる（省略）誤り」（「基準」4.(8)）である<sup>1</sup>。

償却債権は回収されることがあるため、償却債権の見積りには不確実性がある。そこで、償却債権の取立ては、償却債権の額の見積りが①その時点で入手可能な情報に基づき合理的であったが、その後新たな事実が判明したことによるものと②過去の見積りが誤っていたことによるものに区別される。このうち、前者は会計上の見積りの変更として会計処理され、後者は過去の誤謬の訂正として会計処理される。

会計上の見積りの変更は、変更を行った期間にのみ影響するのであればその変更期間に会計処理し、将来も影響するのであれば将来にわたって会計処理する（「基準」17.）。また、会計上の見積りの変更により生じた差額は、その性質により営業損益または営業外損益に計上される（「基準」55.）。会計上の見積りの変更に分類された償却債権の取立ては、債権が回収された期間にのみ影響するので、当該期間に会計処理が行われる。なお、「基準」において、この場合に用いられる勘定科目名に関する記載は存在しない。しかし、「原則」の会計処理と比較して、勘定科目に影響があるのは会計

---

1 「基準」では、誤りの内容として、①財務諸表の基礎となるデータの収集又は処理上の誤り、②事実の見落としや誤解から生じる会計上の見積りの誤り、および③会計方針の適用の誤り又は表示方法の誤りをあげている（「基準」4.(8)）。

方針の変更と過去の誤謬の訂正のみであるため（石山（2010b）を参照）、本論文では会計上の見積りの変更に分類された償却債権の取立てを償却債権取立益勘定を用いて会計処理することを前提に検討を行う。

これに対して、過去の誤謬の訂正には修正再表示が行われる（「基準」21.）。ここで、修正再表示とは「過去の財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表に反映すること」（「基準」4.(11)）である。修正再表示の前提として、「基準」は当期の財務諸表と比較情報として過去の財務諸表が表示されている場合を想定している（「基準」65.）。そのため、修正再表示による影響額は、表示される最も古い期間の財務諸表における期首の資産、負債および純資産に反映させる（「基準」21.(1)）。

### 3 金融商品会計基準の規定

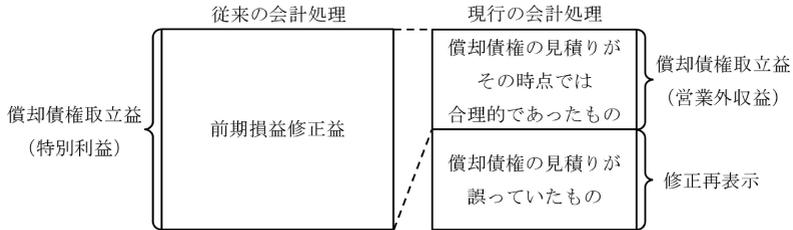
償却債権の取立ては、貸倒引当金との関係で企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準（最終改正：2008年3月）」（以下「金融商品会計基準」とする）の範囲となる事象でもある。ただし、償却債権の取立てについて、その会計処理を実際に規定しているのは、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針（最終改正：2014年11月）」（以下「実務指針」とする）である。

「実務指針」は、「基準」と「適用指針」の公表を受けて、2011年3月に貸倒引当金に関する規定を変更している。改正前「実務指針」では、償却債権の取立額は原則として特別利益に計上されていた（改正前「実務指針」124.）。これに対して、改正後「実務指針」では、償却債権の取立額は原則として営業外収益に計上される（改正後「実務指針」124.）。

図1は、「原則」と「基準」・「実務指針」における償却債権の取立てに関する規定をまとめたものである。ここからも明らかなように、「原則」では償却債権の取立額すべてを償却債権取立益として計上していた。これに対して、「基準」・「実務指針」において償却債権取立益が計上されるのは、償却債権の取立額のうち過去の償却の判断がその時点では合理的であった

が、その後新たな事実が判明したことによるものに限定される。

図1：償却債権の取立てに関する会計処理



### Ⅲ 損益計算書上の計上区分

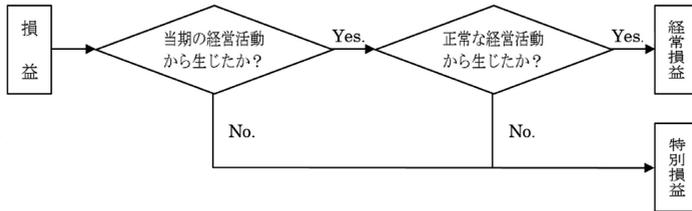
#### 1 経常損益と特別損益の区分

償却債権の取立額を損益として処理する場合、当該損益を損益計算書のいずれの区分に計上するべきかという問題が生ずる。損益計算書では、経営成績を明瞭表示するため損益を区分表示する。具体的には、まず損益は経常損益と特別損益に大別され、さらに経常損益は営業損益と営業外損益に分けられる<sup>2</sup>。これらの区分のうち、経常損益と特別損益を分ける基準は、当期の正常な収益力を示す損益であるか否か、すなわち当期の正常な事象から生じた損益であるか否かである。ここでは、当期の正常な収益力を示す損益は経常損益となり、そうでない損益は特別損益となる。ただし、実務上、正常な収益力を示す損益であるか否かを明確に判断することは困難である（寫村（1975）、159頁および中村（1975）、124-125頁を参照）。したがって、そのような場合には、正常な収益力を示す損益であるか否かの判断基準に便宜的に発生態様の経常性が用いられている（寫村（1975）、159頁および山根・寫村（1982）、219頁を参照）。つまり、每期継続して起

2 「原則」によると、損益計算書は営業損益計算、経常損益計算および純損益計算に区分される（「原則」第二・二）。ただし、本論文では、営業損益計算・経常損益計算と純損益計算における性質の分類が重要であるため、営業損益計算と経常損益計算を経常損益、純損益計算を特別損益として区分している。

この事象から生じた損益を経常損益とし、それ以外の事象から生じた損益を特別損益とする。ただし、固定資産売却損益のように、企業によっては毎期継続して起こりうる事象から生じた損益であっても、正常な収益力を示す損益でないことが明らかなものについては、特別損益に計上される。図2は、損益が経常損益と特別損益に区分される過程を示したものである。

図2：経常損益と特別損益の区分



「原則」における特別損益は、臨時損益項目と前期損益修正項目から構成される。このうち、過年度において費用を過大に計上したことの修正である前期損益修正益は、当期の経営活動から生じた収益ではないため特別利益に計上される。償却債権取立益を前期損益修正益とする「原則」は、その性質を過年度において償却債権に対して過大に計上していた費用の打消しととらえていると考えられる。

これに対して「基準」では、償却債権の取立額のうち過年度における償却債権の見積りはその時点で入手可能な情報に基づき合理的であったが、その後新たな事実が判明したことによるものを会計上の見積りの変更の影響として経常損益に計上する。過去の見積りが適切であるため、その計上は当期の経営活動から生じたものと考えられる（佐藤（2015b）、166頁を参照）。また、償却債権取立益を経常損益とするためには、その計上が正常な経営活動から生じたものでなければならない。「基準」では、過去の見積りが適切であるならば、債権の回収という事実に着目して、償却債権の取立てを正常な経営活動とみなしているものと考えられる。

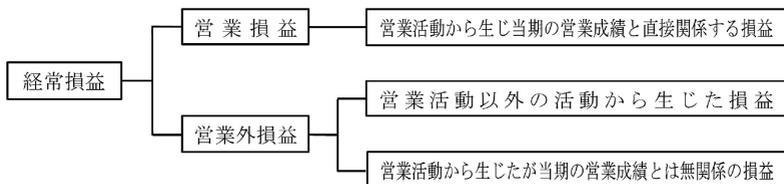
## 2 営業損益と営業外損益の区分

経常損益に分類された損益は、さらに営業損益と営業外損益に区分される。これらの損益を区分する基準は、営業活動から生じた損益であるか否かである。すなわち、営業活動から生じた損益は営業損益となり、営業活動以外の活動から生じた損益は営業外損益となる。

それでは、営業活動とはどのような活動を意味するのであろうか。山榘・寫村によると、営業活動の内容を明確にすることは困難であるとしながらも、企業資本の循環運動に着目しつつ、営業活動と営業活動以外の活動はそれぞれ次のような取引から構成されるとする（山榘・寫村（1982）、207頁を参照）。まず、営業活動は、本来の経営目的の達成に必要な財貨・用役の取得取引、費消取引、給付取引、給付対価の回収取引および取得対価の支払取引などから構成される。これに対して、営業活動以外の活動は、企業外部からの資本調達取引、外部への資本返済取引、他企業への資本投下取引および他企業からの資本回収取引など主に財政金融上の取引から構成される。

ただし、仕入割引や売上割引のように営業活動から生じたが当期の営業成績とは無関係の損益が存在する。そのような損益は、営業損益を純化させるため、営業外損益へ区分される。ここまでの内容により、営業損益と営業外損益の内容を示したものが図3である<sup>3</sup>。

図3：営業損益と営業外損益の区分



3 営業外損益の分類については、山榘・寫村（1982）、217頁を参考にした。

「基準」では、会計上の見積りの変更の影響額を、その性質により営業損益または営業外損益に計上した。さらに、「実務指針」では、償却債権の取立額を営業外収益として計上することが規定されていた。償却債権の取立額が営業外収益に計上される理由を検討するためには、債権がいかなる活動から生じたものであるかが重要であり、売上債権とそれ以外の債権に分ける必要がある。

まず、過年度に償却していた売掛金や受取手形といった売上債権を当期に回収した場合、償却債権取立益は、売上債権を回収したという点に着目すると営業活動（給付対価の回収取引）から生じた損益である。また、過年度に償却していたという点に着目すると、当期の営業成績とは直接関係のない損益であるということもできる。したがって、償却済みの売上債権を回収したことにより発生する償却債権取立益は、図3における営業活動から生じたが当期の営業成績とは無関係の損益に該当し、営業外損益に計上される。

また、過年度に償却していた貸付金といった売上債権以外の債権を当期に回収した場合、償却債権取立益は、売上債権以外の債権を回収したという点に着目すると図3における営業活動以外の活動（他企業からの資本回収取引）から生じた損益である。したがって、売上債権以外の償却債権を回収したことにより発生する償却債権取立益もまた、営業外損益に計上される。

#### Ⅳ 「基準」における償却債権取立益勘定の性質

「原則」において、償却債権取立益は前期損益修正項目であり、当該勘定は当期の事象から生じたものではなく、過去に計上した費用の打消しであると考えられた。したがって、「原則」では、前期以前の事象から生じた損益の誤りを当期に修正するという意味で、当期損益が前期損益と連続する思考が採用されている。

これに対して、「基準」における償却債権取立益は、前期損益修正項目



が前期に償却した貸付金を回収したときの仕訳である。×1年度の償却の判断は合理的であり、土地の値上りは×2年度に当該土地のそばに新駅の設置が決定されたという新しい情報に基づくものである。したがって、【設例】における償却債権の取立ては会計上の見積りの変更に該当し、当該取立額は営業外収益に計上される。

「基準」では、償却債権取立益は前期以前の事象に起因して生じるものではなく、当期の事象から生じるという意味で、当期損益が前期損益と切斷される思考が採用されている。このような思考の下は、過去の見積りが合理的であった償却債権の取立ては、回収可能となったことにより債権の帳簿価額が回復し、かつ当該債権を回収した取引とみなすことができる。【設例】では、値上がりした担保の土地を売却することによりA社に対する貸付金の回収可能性が回復し、その分だけ貸付金の帳簿価額が増加している。償却債権取立益は、この貸付金の帳簿価額の回復によってもたらされたものである。したがって、「基準」は、当該勘定の性質を資産の帳簿価額の回復ととらえていると考えられる。この場合、【設例】における×2年度は、以下のように仕訳する方が勘定の性質をより適切に表すことができる。

(借)	貸付金	200,000	(貸)	償却債権取立益	200,000
	現金	1,000,000		貸付金	1,000,000

## V むすび

「基準」および「実務指針」の公表により、償却債権取立益の計上区分が特別利益から経常損益である営業外収益へ変更された。「基準」では、当期の経常損益であるか否かを判断するために過去の見積りの合理性という要件が加わり、合理性があると判定された償却債権の取立額を当期の事象から生じた損益であるとした。さらに、「基準」では、償却後の新たな情報に基づく損益を正常な収益力を示す損益とみなしている。この変更

より、償却債権取立益勘定の性質は過去の費用の打消しから資産の帳簿価額の回復へと変化した。また、合理性の要件の追加は、償却債権の取立額のうち償却債権取立益勘定がとらえる範囲を限定する。本論文は、検討の対象を償却債権取立益に限定し、その性質の変容を指摘した。しかし、「基準」の公表により、償却債権取立益の性質が変容したというよりも金銭債権の評価の在り方が変化している可能性があり、その点は本論文では検討が行われておらず今後の課題である。

## 参考文献

- 石山 宏 (2010a) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にかかる論点—会計上の見積りの変更を中心として— 『産業経理』第70巻第2号。
- 石山 宏 (2010b) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」における勘定科目」平成20・21年度簿記実務研究部会 最終報告書『新会計基準における勘定科目の研究』第20章。
- 五反田屋信明 (2010) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」のポイントと実務対応』『企業会計』第62巻第5号。
- 佐藤信彦 (2015a) 「財務諸表」(佐藤信彦・河崎照行・齋藤真哉・柴 健次・高須教夫・松本敏史『スタンダードテキスト 財務会計論Ⅰ〈基本論点編〉第9版』中央経済社、第14章所収)。
- 佐藤信彦 (2015b) 『税理士試験 財務諸表論の要点整理〈第12版〉』中央経済社。
- 桜井久勝 (2016) 『財務会計講義〈第17版〉』中央経済社。
- 寫村剛雄 (1975) 「損益計算書の本質と基本原則」(黒澤 清編著『新企業会計原則解説』税務経理協会、第2編第2章所収)。
- 寫村剛雄 (1985) 『会計原則コンメンタール〔増補改訂版〕』中央経済社。
- 寫村剛雄・山上一夫 (2003) 『新勘定科目全書〈第2班〉』中央経済社。
- 武田隆二 (2008) 『最新 財務諸表論〈第11版〉』中央経済社。
- 中野貴元 (2014) 「過年度遡及会計基準と簿記上の問題点—会計方針の変更と誤謬の訂正における簿記上の処理の考察—」『日本簿記学会年報』第29号。
- 中村 忠 (1975) 「損益計算書原則修正の概要」(黒澤 清編著『新企業会計原則解説』税務経理協会、第2編第2章所収)。
- 森川八洲男 (1991) 『財務会計論〔改訂版〕』税務経理協会。
- 山根忠恕・寫村剛雄 (1982) 『体系財務諸表論〔理論編〕〔二訂版〕』税務経理協会。

(本学経営学部准教授)